

平成31年度版職員採用案内パンフレット制作業務 企画提案競技実施要領

1 目的

職員採用試験の受験者の確保を目的とし、積極的な試験実施の広報・周知を図るため、「平成31年度版職員採用案内パンフレット制作業務」を実施する。

本業務についての委託候補者の決定に関し、企画提案を募集し委託先を選定する。

2 業務委託の内容

パンフレットの企画、デザイン、制作及び印刷

詳細は、別添の「平成31年度版職員採用案内パンフレット制作業務委託仕様書」のとおり。

3 委託経費

1,065,960円（消費税及び地方消費税額を含む）を限度とする。

4 委託期間

契約締結の日から平成31年2月22日（金）までとする。

5 参加資格

本企画提案競技に参加する者は、以下に掲げる全ての要件を満たしている者とする。

- (1) 宮崎県内に本社、支社、営業所又はこれらに類する事業拠点を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第93号）第2条に規定する入札参加資格を有する者で、業種がサービス（役務の提供）に関する業種であり、委託仕様書の内容を理解し、これを確実に履行することができる者とする。
- (4) 会社更正法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とみなす。
- (5) 企画書等の提出の日から委託候補者を選定するまでの間に、宮崎県からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていないこと。
- (6) 役員等（個人である場合はその者を、法人である場合はその役員又はその支店若しくは営業所を代表する者をいう。）が暴力団関係者（宮崎県暴力団排除条例（平成23年宮崎県条例第18号）第2条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）であると認められる者又は暴力団関係者が経営に実質的に関与していると認められる者でないこと。

6 スケジュール

- (1) 実施公告 平成30年11月 7日 (水)
- (2) 企画書等提出期限 平成30年12月 3日 (月) 午後5時15分まで (必着)
- (3) 選定結果通知 平成30年12月 7日 (金) ※予定

7 企画提案競技概要説明及び委託仕様書の配布

以下のとおり委託仕様書の配布を行う。その際、当企画提案競技についての概要を説明する。

- (1) 配布場所 宮崎県 人事委員会事務局 総務課 任用担当
宮崎市橋通東1丁目9番10号 (宮崎県庁3号館5階)
電話：0985-26-7259
- (2) 配布期間 平成30年11月7日 (水) から平成30年12月3日 (月)
午後5時15分まで

8 企画提案競技の方法

- (1) 提出資料 ※各社の提案は1社1案とする
 - ① 企画提案申請書 (別紙様式1) 1部
 - ② 企画提案書 (A4版) 正本1部 副本7部
別添「平成31年度版職員採用案内パンフレット制作業務 審査基準書」の項目に沿って提案書を作成すること。
 - ア パンフレット表紙のデザイン画
 - イ キャッチコピー (表紙に入れること。)
 - ウ 業務の実施方針等説明書類
以下の事項を記載すること。
 - (ア) デザイン及びキャッチコピーのコンセプト
 - (イ) 受託体制
 - (ウ) 業務スケジュール
 - ③ 見積書 1部
必要経費の積算内容を記入したもの。
- (2) 提出方法
平成30年12月3日 (月) 午後5時15分まで (必着)
※本要領中「13 企画提案書の提出及び提案に関する問合せ先」に郵送又は持参で提出すること。(郵送にあつては、書留郵便に限る。)

9 企画提案競技に関する問合せ

- (1) 問合せ及び回答
問合せについては、個別に回答する。
- (2) 受付期間 公告の日から平成30年12月3日 (月) 午後5時15分まで

10 審査及び委託先の決定方法

- (1) 審査
提出された企画提案について、別に設置する審査委員会において選定するものとし、

最も優れた提案者を1者選定する。

なお、提出された企画提案書の内容については、こちらから質問を行うことがある。

(2) 選定結果の通知

選定結果については、選定・非選定にかかわらず通知する。

(3) 契約の締結等

- ① 上記(1)により選定された最も優れた提案を行った提案者を契約締結候補者（以下「候補者」という。）として、委託業務に関して必要な協議を行う（その際、企画提案書の内容は、協議の上変更する場合がある。）ものとし、協議が合意に至った場合は、本委託業務の契約手続を行う。
- ② 候補者との協議が整わず契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けた協議を行い、前項に準じて契約する。
- ③ 契約については、令第167条の2第1項第2号の規定（性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき）により、予算の範囲内で随意契約を行うものとする。
- ④ 契約保証金については宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第101条の規定による。

11 著作権

- (1) 成果品に係る権利は、宮崎県に帰属するものとする。
- (2) 企画提案書の著作権については、提案者に帰属する。

12 その他留意事項

- (1) 提出された企画提案書等は返還しない。また、提出された企画提案書は提案者に無断で使用しないものとするが、審査作業に必要な範囲において複製を作成する。
- (2) 企画提案に要する一切の費用は、各社負担とする。
- (3) 著作権法等に抵触しないこと。
- (4) 応募者が、次のいずれかに該当する場合は失格とする。
 - ① 企画書等を提出した以降締結までに、本要領中「5 参加資格」に定める要件の一つでも満たさなくなった場合、又は満たしていないことが判明した場合
 - ② 提出書類に虚偽の記載をした場合
 - ③ 審査の公平性に影響を与える行為を行った場合
 - ④ 同一人が二件以上の提案をしたとき

13 企画提案書の提出及び提案に関する問合せ先

〒880-0805

宮崎市橘通東1丁目9番10号（宮崎県庁3号館5階）

宮崎県人事委員会事務局 総務課 任用担当（外山、今村）

電話：0985-26-7259

FAX：0985-32-4450

E-mail：jinji-somu@pref.miyazaki.lg.jp